

広報かどま令和3（2021）年9月号

## つくだ煮の訪問販売

「高齢の親の自宅に、つくだ煮を売る業者が来たようだ。強引に勧められて試食をしたら、商品を大量に売りつけられ、2万円も請求されている。クーリングオフしたい。」という内容の相談が複数件入っています。

今回のように訪問販売で契約した場合、食料品でも総額3000円以上であれば、クーリングオフができます。契約書面を受け取った日から8日間、書面が交付されていない場合は、8日間を過ぎてもクーリングオフが可能です。

威圧的な業者に断れなくなることもあります。見知らぬ業者が来たときには、必ず用件を確認し、安易にドアを開けないようにしましょう。

何かあれば早めに消費生活センターに相談してください。

お問い合わせ先

門真市消費生活センター

06-6902-7249